

函館駅前・西部地区花いっぱい業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市が実施する函館駅前・西部地区花いっぱい業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 函館駅前・西部地区花いっぱい業務
- (2) 目的 北海道新幹線の開業や札幌への延伸，大型クルーズ船が寄港できる若松ふ頭の整備などにより，函館のエントランスである函館駅前広場に多くの観光客などが訪れることが想定されることから，駅前広場と西部地区へとつなぐルートを花で彩ることで，市民も観光客も，見て，歩いて，感じて楽しい，何度も訪れたい空間を創出することを目的としている。
- (3) 内容
次の花壇等についてデザイン，準備，施工および監理，維持管理，撤去および収納する。また，開花期間は令和4年，令和5年および令和6年の4月から10月を基本とする。
- ア 函館駅前広場の花壇（春・夏花） [No.1 A=143㎡, No.2 A=233㎡, No.3 A=228㎡, No.4 A=139㎡, No.5 A=94㎡, No.6 A=86㎡, 合計 A=923㎡の花壇・コンテナ]
- イ 中臨港通（夏花） [25基]，幹線臨港道路湾岸線（春・夏花） [10基]，末広1号線（春・夏花） [14基]，末広6号線（春・夏花） [14基]，国道279号海峡通（夏花） [6基]，八幡坂通（夏花） [18基] のフラワーバスケット [1基あたり0.15㎡ 合計87基のフラワーバスケット]
- ウ 中臨港通の花壇（宿根草） [No.1 A=1.15㎡, No.2 A=4.46㎡, No.3 A=2.79㎡, No.4 A=4.46㎡, 合計 A=12.86㎡の花壇]
- エ 本業務に係る特記事項については，別紙「函館駅前・西部地区花いっぱい業務特記仕様書」による。
- (4) 履行期間 令和4年4月1日から令和6年11月15日まで
- (5) 契約上限額 71,301,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
本業務の委託契約は，債務負担行為に係る契約であり，各会計年度における提案上限額は次のとおり。
- | | |
|-------|-------------|
| 令和4年度 | 23,767,000円 |
| 令和5年度 | 23,767,000円 |
| 令和6年度 | 23,767,000円 |
- (6) 業務担当部課
函館市土木部公園河川管理課（市庁舎4階）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3431
FAX 0138-22-4005
e-mail parkriver@city.hakodate.hokkaido.jp
担当 藤野
- (7) ホームページ
本プロポーザルに関する情報や様式等は，市ホームページに掲載する。
アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021112900017/>

2 スケジュール

質問書提出期限	令和4年 1月 5日まで
質問, 回答の公表	令和4年 1月10日頃 [ホームページ公表]
参加申込書提出期限	令和3年12月14日まで
参加資格確認結果通知	令和3年12月20日まで
企画提案書提出期限	令和4年 1月20日まで
ヒアリングの実施	令和4年 2月上旬から中旬
受託候補者決定	令和4年 2月上旬から中旬
審査結果通知・公表	令和4年 2月中旬

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件（グループ応募の場合は、1者が(1)から(7)、他の構成員が(2)から(7)）をすべて満たさなければならない。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者のうち、造園工事の登録があり、函館市内に本店を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

4 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式5「質問書」を次のとおり提出すること。参加資格確認結果通知後は、参加資格者のみ質問できるものとする。

- (1) 提出期限
令和4年1月5日（水）まで
- (2) 提出先
1(6)に同じ
- (3) 提出方法
電子メールによる
- (4) 回答方法
市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

5 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 構成員調書（様式2）[グループで応募する場合]
- ③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）
- ④ 誓約書（様式3）
- ⑤ 直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）[納税義務がある場合]
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
- ⑧ 函館市内に支店・営業所等を置くことを証する書類 [市内本店業者以外]
（例）支店・営業所等の所在地が記された許可・登録・通知書等の写し、
ホームページのハードコピー など
- ⑨ 委任状（様式4）[本店から支店・営業所等へ、参加申込および企画提案等について権限を委任する場合]

イ 提出期限

令和3年12月14日（火）まで

ウ 提出先

1(6)に同じ

エ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は、構成員が参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（上記ア③から⑨）は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和3年12月20日（月）までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定める基本事項について、企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 基本事項

ア 業務内容

1(3)に同じ

イ 企画提案に関する項目について

- ① 「ガーデンシティ函館」のコンセプト
・駅前・大門地区や西部地区のコンセプトに沿ったものとなっている。

- ・市民も観光客も、見て、歩いて、感じて楽しい、何度も訪れたいくなるよう、駅前・大門地区や西部地区という違うコンセプトの地区を繋ぐ象徴的な空間や通路となっている。

「ガーデンシティ函館」の駅前・大門地区のコンセプト

- ・市民と観光客がふれあう函館のエントランス（観光客を迎え入れる最初の地として、これから始まる楽しいひとときへの期待が感じられる空間。）
- ・どこか懐かしい薫りがする多世代間の交流の場（古き良き時代を知る人と、このまちに新たな魅力を感じる人とが、世代を超えて出会い、ふれあう空間。）
- ・生活・交通・経済のクロスエリア（人とモノと情報の交流拠点でありながら、やわらかさ・温かさ・親しみやすさを併せ持つ空間。）

「ガーデンシティ函館」の西部地区のコンセプト

- ・異国情緒と懐かしさが感性に響くまち（和と洋のテイストが混在する生活の場が、訪れる人の五感を刺激し、何度も訪れたいくなるような懐かしさを感じる空間。）
- ・開港の歴史と文化が息づく函館発祥の地（脈々と受け継がれてきた函館の歴史と文化が肌を感じられ、独自のたたずまいを有する悠々とした空間。）
- ・住み続けて磨かれる新しいまち景観への進化（そこに住む人が時代を超えて受け継いできたまちの記憶と想いを、現代のまちのたたずまいのなかに感じられる空間。）

- ② 春から秋にかけて絶え間なくボリュームを持った花を彩るデザイン
 - ・春花と夏花の植え替えなどに取り組む。
- ③ 鮮やかな彩りの花による、華やかなデザイン
 - ・駅舎をはじめ広場空間に多く配色されているモノトーンの使用を控える。
- ④ 毎年変化していく花壇デザイン
 - ・同じ花壇デザインを3年続けない。
- ⑤ 夜の花壇を明るく彩る花のデザイン
 - ・花壇をライトアップする。

ウ その他について

- ① ライトアップに必要な電源は花壇に設置している電源盤から確保し、電気使用料については業務委託費に含むものとする。
- ② 市民へのガーデニングの普及・啓発を図る。（市民が業務の一部に参加できる体制づくり、説明板の設置、ガーデニング研修会などに取り組む。）
- ③ 既存の花壇に加えコンテナ等を利用した花壇の設置、花壇内の既存樹木の移植が可能。（高陽市姉妹提携植樹は現位置のまま観賞できるよう出入りを確保する。）
- ④ これまで、函館駅前花いっぱい業務等で使用している照明、フラワースタンド、オベリスク、アーチ、コンテナ、フラワーバスケットといった施設や花壇内に植栽している宿根草の活用が可能。
別紙「使用できる施設や植栽の一覧」参照
- ⑤ その他必要な備品の購入費用については業務委託費に含むものとする。

(2) 企画提案書の様式

次の様式により企画提案書を作成すること。

ア 表紙（様式6）

- イ 提案説明書 [デザイン性, 実現性など] (様式7)
- ウ 平面図 (様式8)
- エ イメージパース (様式9)
- オ 配植図 (様式10)
- カ 配植表 (様式11)
- キ 人員配置 (様式12)
- ク 提案価格 [提案内容ごとの内訳を含む] (様式13)
- ケ その他提案に必要な事項 (任意様式)

(3) 企画提案書の提出方法

ア 提出時の装本

片面印刷でクリップ留め (ホッチキスは使用しない。) にすること。

- ① 様式6, 様式12, 様式13 A4判の縦づかい
- ② 様式7から様式11 A3判の横づかい

イ 提出部数

- ① 様式6 正本1部
- ② 様式7から様式13, 任意様式 正本1部, 副本10部

※副本10部 (本プロポーザル審査委員会委員審査用) は, 企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

ウ 提出期限

令和4年1月20日 (木) まで

エ 提出先

1(6)に同じ

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(4) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は, 当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は, プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは, 提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は, 企画提案者から提出された企画提案書等について, 函館市情報公開条例 (平成13年3月28日条例第7号) の規定による請求に基づき, 同条例第7条に規定する非公開情報を除き, 第三者に開示することができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および受託候補者の選定を行うため, 5名で構成された函館駅前・西部地区花いっぱい業務に係る公募型プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を設置する。

別紙「函館駅前・西部地区花いっぱい業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) ヒアリングの実施

企画提案者を対象に, ヒアリングを実施する。

ア 実施方法

企画提案の内容について対面式のプレゼンテーションを実施し、質疑応答を行うものとするが、企画提案者が4者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に評価基準に基づき書面審査により行い、上位3者について対面式のプレゼンテーションを実施するものとする。プレゼンテーションの出席者は一提案者あたり3人までとする。プレゼンテーションは、一提案者あたり30分を目処とする（説明10分、質疑20分）。プレゼンテーションでは提出書類以外のものは提示できないものとする（画像やパワーポイントを使用した説明が可能、機器操作担当として1人を追加できる）。対面式のプレゼンテーションや質疑応答が難しい場合については、オンラインまたは映像媒体によるプレゼンテーションや電子メールによる質疑応答を行うものとする。

イ 実施時期

令和4年2月上旬

詳細については、企画提案者に対し後日通知する。

(3) 審査方法

企画提案書およびヒアリングの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

8 受託候補者の選定

評価点の合計が最も高く、70点（出席委員が3名の場合は210点）以上の者1者を受託候補者として選定する。

なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目①の評価点が高い者を受託候補者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が70点（出席委員が3名の場合は210点）に達しない場合は、受託候補者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止する。

9 審査結果の通知

受託候補者の選定後、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計

※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。

企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。

- ・受託候補者の評価点内訳

- ・ 審査委員会委員所属職氏名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

(1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。